

議案第六号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

港区街づくり推進事務手数料条例（平成十二年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表一の部七の項中「新築し、増築し、又は改築する場合（八の項に掲げる）」を「建築する場合（八の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転する）」に、「第六条第五項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する」を「第六条の三第一項ただし書の規定に基づき、同項ただし書に規定する国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事（以下「国土交通省令で定める者である建築主事」という。）が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九条の三に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をす

る」に、「一の建築物について」を「当該部分ごとに」に改め、同部八の項中「新築し、増築し、又は改築する場合」を「建築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）」に、「構造計算適合性判定を要する」を「建築基準法第六条の三第一項ただし書の規定に基づき、国土交通省令で定める者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について」を「当該部分ごとに」に、「建築基準法」を「同法」に改め、同部九の項及び十の項中「当該建築物を」の下に「同一敷地内において」を加え、「構造計算適合性判定を要する」を「建築基準法第六条の三第一項ただし書の規定に基づき、国土交通省令で定める者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について」を「当該部分ごとに」に改める。

十の二 建築基準法第六条第四項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査に係る特定建築基準適合審査	特定建築基準適合審査手数料	特定建築基準適合審査をする部分の床面積に応じ、次に掲げる額 1 千平方メートル以下のもの 十五万六千円 2 千平方メートルを超え、二千平方メートル以下のもの 二十万九千円 3 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以下のもの 二十四万円 4 一万平方メートルを超え、五万平方メートル以下のもの 三十一万九千円 5 五万平方メートルを超えるもの 五十八万七千円	確認申請のとき。
---	---------------	---	----------

別表一の部十五の項中「新築し、増築し、又は改築した場合（十九の項に掲げる）」を「建築

した場合（十九の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転した）に改め、同部十六の項中「当該建築物を」の下に「同一敷地内において」を加え、同部十九の項中「新築し、増築し、又は改築した場合」を「建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）」に改め、同部二十の項中「当該建築物を」の下に「同一敷地内において」を加え、同部二十五の項中「第七条の六第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に、「承認申請の」を「認定申請の」に改め、同部二十五の二の項中「新築し、増築し、又は改築する場合（二十五の三の項に掲げる）」を「建築する場合（二十五の三の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転する）」に、「構造計算適合性判定を要する」を「建築基準法第十八条第四項ただし書の規定に基づき、国土交通省令で定める者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について」を「当該部分ごとに」に、「建築基準法」を「同法」に改め、同部二十五の三の項中「新築し、増築し、又は改築する場合」を「建築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）」に、「構造計算適合性判定を要する」を「建築基準法第十八条第四項ただし書の規定に基づき、国土交通省令で定める者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について」を「当該部分ごとに」に、「建築基準法」を「同法」に改め、同部二十五の四及び二十五の五の項中「当該建築物を」の下に「同一敷地内において」を加え、「構造計算適合性判定を要する」を「建築基準法第十八条第四項ただし書の規定に基

づき、国土交通省令で定める者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について」を「当該部分ごとに」に、「、建築基準法」を「、同法」に改め、同部二十五の六の項を次のように改める。

<p>二十五の六 建築基準法第十八条第三項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査に係る特定建築基準適合審査</p>	<p>特定建築基準適合審査 手数料</p>	<p>特定建築基準適合審査をする部分の床面積に応じ、次に掲げる額</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>千平方メートル以下のもの</td> <td>十五万六千円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>千平方メートルを超え、二千平方メートル以下のもの</td> <td>二十万九千円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>二千平方メートルを超え、一万平方メートル以下のもの</td> <td>二十四万円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>一万平方メートルを超え、五万平方メートル以下のもの</td> <td>三十一万九千円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>五万平方メートルを超えるもの</td> <td>五十八万七千円</td> </tr> </table>	1	千平方メートル以下のもの	十五万六千円	2	千平方メートルを超え、二千平方メートル以下のもの	二十万九千円	3	二千平方メートルを超え、一万平方メートル以下のもの	二十四万円	4	一万平方メートルを超え、五万平方メートル以下のもの	三十一万九千円	5	五万平方メートルを超えるもの	五十八万七千円	<p>計画通知のとき。</p>
1	千平方メートル以下のもの	十五万六千円																
2	千平方メートルを超え、二千平方メートル以下のもの	二十万九千円																
3	二千平方メートルを超え、一万平方メートル以下のもの	二十四万円																
4	一万平方メートルを超え、五万平方メートル以下のもの	三十一万九千円																
5	五万平方メートルを超えるもの	五十八万七千円																

別表一の部二十五の十一の項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に、「新築し、増築し、又は改築した場合（二十五の十五の項に掲げる」を「建築した場合（二十五の十五の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転した」に改め、同部二十五の十二の項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に改め、「当該建築物を」の下に「同一敷地内において」を加え、同部二十五の十三の項及び二十五の十四の項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に改め、同部二十五の十五の項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に、

「新築し、増築し、又は改築した場合」を「建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）」に改め、同部二十五の十六の項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に改め、「当該建築物を」の下に「同一敷地内において」を加え、同部二十五の十七の項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に改め、同部二十五の十八の項から二十五の二十の項までの規定中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十項」に改め、同部二十五の二十一の項中「第十八条第二十二項第一号」を「第十八条第二十四項第一号又は第二号」に、「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に、「承認申請の」を「認定申請の」に改め、同部五十の三の項の次に次のように加える。

<p>五十の四 建築 基準法施行令 第三百三十七条 の十六第二号 の規定に基づ く建築物の移 転の認定の申 請に対する審 査</p>	<p>建築物の移 転認定申請 手数料</p>	<p>二万八千円</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
--	--------------------------------	--------------	----------------------

別表一の部五十六の項中「及び2」を「から3まで」に、「又は2のイ」を「、2のイ又は3のイ」に、「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合審査をする」に、「一の

建築物について二十五の六の項」を「当該部分ごとに十の二の項」に、

へ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 十万四千元

2 1 以外の場合

を

へ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 十万四千元

2 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十号）第六条第一項の設計住宅性能評価書（同法第五条第一項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロの限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。）が提出された場合

イ 百平方メートル以内のもの 一万六千元

ロ 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 五万七千元

ハ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 九万二千元

ニ 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの 十七万二千元

ホ 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの 二十九万五千元

へ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 四十五万五千元

3 1 及び 2 以外の場合

に改め、同部五十七の項中

「又は 2 のイ」を「、 2 のイ又は 3 のイ」に、「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について二十五の六の項」を「当該部分ごとに十の二

の項」に改め、同部五十九の項の次に次のように加える。

六十 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号） 第一百五条第一項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料		十六万円 許可申請のとき。
---	--	--	------------------

別表二の部一の項及び二の項中「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について同部二十五の六の項」を「当該部分ごとに同部十の二の項」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 別表一の部に六十の項を加える改正規定 公布の日

- 二 別表一の部五十六の項の改正規定（「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について二十五の六の項」を「当該部分ごとに十の二の項」に改める部分を除く。）及び同部五十七の項の改正規定（「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について二十五の六の項」を「当該部分ごとに十の二の項」に改める部分を除く。） 平成二十七年四月一日
- 三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成二十七年六月一日

（説明）

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）及び建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）の施行並びに住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）に基づく住宅性能評価項目が変更されたことに伴い、手数料の新設等をするため、本案を提出いたします。